

香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則

平成 16 年 6 月 3 0 日

規則第 1 1 号

改正	平成 21 年 2 月 25 日	規則第 1 号
	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 11 月 30 日	規則第 3 号
	令和 4 年 3 月 31 日	規則第 2 号

第 1 条 この規則は、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 香川縣市町総合事務組合（以下「組合」という。）規約別表第 2 の左欄第 2 号から第 5 号までに掲げる事務を共同処理する構成団体の長（以下「市町長」という。）は、その所轄に属する非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務による災害事由が発生したと認められるときは、速やかに様式第 1 号による災害発生報告書を香川縣市町総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）に、提出しなければならない。

第 3 条 市町長は、条例第 6 条から第 10 条まで及び第 18 条の補償の請求をするときは、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）の支払請求書の様式等に関する規程（昭和 49 年 7 月 16 日基金規程第 3 号。以下「基金様式規程」という。）により、次の各号に定める補償費支払請求関係書類を管理者に、提出しなければならない。

- (1) 損害補償費支払請求書
- (2) 事故状況等証明書
- (3) 消防作業従事者等の過去 1 年間の収入金額票
- (4) 療養補償費内訳書
- (5) 診療費請求明細書

- (6) 調剤費請求明細書
- (7) 休業補償費内訳書
- (8) 休業援護金請求書
- (9) 傷病補償年金内訳書
- (10) 障害補償費内訳書
- (11) 遺族補償費内訳書
- (12) 葬祭補償費支払請求書

第4条 管理者は、障害補償年金若しくは遺族補償年金（以下「年金」という。）を受け権利を有する者（以下「受給権者」という。）及び年金額の決定を行ったときは、当該受給権者に対して、様式第2号の年金証書を交付するとともに、当該受給権者所属の市町長に、年金通知書を送付するものとする。

2 管理者は、前項の規定による年金証書の交付及び年金通知書を送付した後に、当該年金の額の改定を行ったときは、改定後の年金通知書を受給権者に、所属市町長を経由し送付するものとする。

第5条 市町長は、年金の受給権者について、毎年1回、2月1日から同月20日までの間に、管理者に、基金様式規程に規定する別記様式第14号の2から第15号の2までによる定期報告書を提出しなければならない。

第6条 市町長は、年金の受給権者又は遺族補償年金を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）について、次の各号の1に該当する事由が生じたときは、管理者に、遅滞なく、基金様式規程の別記様式第16号の年金に関する異動報告書を提出しなければならない。

- (1) 年金の受給権者の身体障害の程度に変更があったとき
- (2) 条例第13条第1項の規定により年金を受け権利が消滅したとき
- (3) 年金の受給権者と生計を同じくしている年金の受給資格者の数に増減を生じたとき
- (4) 条例第14条の規定により年金の支給が停止され又はその停止が解除される事由が生じたとき
- (5) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があ

ったとき

第7条 市町長は、年金の受給権者の氏名、住所等に変更があったとき、又は年金の受給権者が死亡したときは、管理者に、その旨を届出なければならない。

第8条 管理者は、年金の受給権者ごとに、支払原簿及び支払記録簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

第9条 管理者は、第3条及び第5条から第7条までの請求、報告、申請若しくは届出を受理したときは、これを審査し、請求金額の決定及び年金額の改定を行うと同時に、消防基金に送達し、消防基金より送金を得て所属市町長を経て速やかに補償を行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の適用の日前に香川県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定に基づいてなした事項については、この規則の相当規定に基づいてなしたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日 規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日 規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月31日 規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発第
年 月 日 号

香川縣市町総合事務組合管理者 殿

市町長

非常勤消防団員等災害発生報告書

災害発生日時		前 年 月 日 午 時 分 後					
災害発生場所							
被災者	非常勤 消防団員	階級		氏名		生年月日	年 月 日生
		住所				職業	
	消防作業 従事者等	氏名				生年月日	年 月 日生
		住所				職業	
災害発生状況							
災害発生状況確認		記事					
		確認者	市町消防団職氏名				

様式第 2 号

記号 番号

消防団員等公務災害補償
年 金 証 書

香川県市町総合事務組合

受給権者の氏名 _____

受給権者の住所 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

補 償 の 種 類 _____

支給開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____

香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償
条例の規定により、上記のと通りの年金を支給しま
す。

年 月 日

香川縣市町総合事務組合
管理者



〔注意事項〕

- 1 この証書は、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定により傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 年金の支払を受けるには、毎年2月1日から2月20日までの間に、傷病、障害又は遺族に係る補償年金定期報告書を提出しなければなりません。
- 4 本組合への事務処理等については、所属の市役所又は町役場を経由してください。